

東日本大震災復興交付金基金管理運営要領

平成 24 年 1 月 13 日

第 1 趣旨

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する特定市町村及び特定都道府県（以下「特定地方公共団体」という。）が、法第 78 条第 3 項に規定する復興交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて基金（以下「復興交付金基金」という。）を造成し、当該復興交付金基金を活用することにより、法第 77 条第 1 項に規定する復興交付金事業計画（以下「復興交付金事業計画」という。）に基づく法第 78 条第 1 項に規定する復興交付金事業等（以下「復興交付金事業等」という。）を実施するに当たっては、法、東日本大震災復興特別法施行令（平成 23 年政令第 409 号）、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成 24 年 1 月 6 日付け、府復第 3 号・23 文科政 54 号・厚生労働省発会 0106 第 3 号・23 予 633 号・国官会第 2357 号・環境政発第 120106002 号通知。）及び規則第 47 条第 1 項に規定する交付担当大臣（以下「交付担当大臣」という。）の定める交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、この基金管理運営要領の定めるところによるものとする。

第 2 運営主体

復興交付金基金の運営主体は、特定地方公共団体とする。

第 3 復興交付金基金の運営

1. 復興交付金基金の造成

復興交付金基金は、交付要綱に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。なお、複数の交付担当大臣から基金造成のための交付金を交付された場合には、同一の基金でこれを受け入れ、交付担当大臣ごとに区分経理するものとする。

2. 復興交付金基金の設置方法

復興交付金基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において定めるものとする。

3. 復興交付金基金の運用方法

復興交付金基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

- ② 金融機関への預金（ただし、預金保険制度の対象となっているものに限る。）
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

4. 復興交付金基金の果実

復興交付金基金の運用によって生じた果実は、復興交付金基金に繰り入れるものとする。

5. 復興交付金基金の取崩しの制限

復興交付金基金（4により繰り入れられた果実を含む。）は、復興交付金事業等の実施に要する経費に充てる場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

6. 復興交付金基金の残額の取扱い

特定地方公共団体は、復興交付金事業等が全て終了したときは、復興交付金基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

7. 復興交付金事業等の事故の報告

特定地方公共団体は、復興交付金事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに交付担当大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

8. 復興交付金事業等の終了等

(1) 復興交付金事業等の期間は制度要綱第1の4の計画期間の通り、平成27年度末までを限度とする。

(2) 交付担当大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、特定地方公共団体に対して、復興交付金事業等について終了又は変更を命じることができるものとする。

- ① 特定地方公共団体が、適正化法、適正化法施行令、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく交付担当大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- ② 特定地方公共団体が、復興交付金基金を復興交付金事業等以外の用途に使用した場合
- ③ 特定地方公共団体が、復興交付金事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- ④ その他復興交付金事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 交付担当大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、特定地方公共団体に対して、期限を付して、復興交付金基金から支出した金額に相当する金額について、復興交付金基金に充当することを命じることができるものとする。

(4) (3)の期限内に復興交付金基金に充当がなされない場合には、交付担当大臣は、特定地方公共団体に対して、未納に係る額につき、当該未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の復興交付金基金への充当を、併せて命ずるものとする。

(5) 復興交付金基金の解散後において、事業実施者から当該基金設置主体であった特

定地方公共団体に対して返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

9. 復興交付金事業等の経理等

- (1) 復興交付金基金には、交付金、第3の4の果実、同8(3)の充当額及び同(4)の延滞金以外の資金を繰り入れることができない。また、復興交付金基金は、復興交付金を交付決定した交付担当大臣ごとに別に経理するものとする。
- (2) 特定地方公共団体は、復興交付金事業等についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、復興交付金基金の用途を明らかにしておかなければならない。
- (3) 特定地方公共団体は、(2)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに復興交付金事業等の完了した日(第3の8による復興交付金事業等の終了を命ぜられた場合を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、交付担当大臣の要求があった際に、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかなければならない。